

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	下東条地区 (中番町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 31日 (第 3 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(現状) ①農地の総面積は35h a であり、大部分は基盤整備が完了している。計画区域農地32haの利用としては、水稻栽培86%、転作4%、保全管理7%、放置農地3%の状況にある。 ②個人農家数が47戸で、農業従事者の65%が70歳以上と営農における高齢化が進んでおり、更なる農業従事者の高齢化が予想される。全て兼業農家であり農業だけで生計を立てることは出来ない。農家の規模別では、1ha以上3ha未満が13戸、0.5ha以上1ha未満が10戸、残りは全て0.5ha未満となる。地域内に集落営農組織はない。 ③農業機械の更新意向については、個人での買替え27%、更新しない又は共同利用希望等が73%となった。 ④計画農地32haの内70%が町内所有者の耕作地、7%が町外所有者の耕作地、残り23%が外部委託耕作地となる。 (課題) ①担い手のいない耕作地の継続的な有効利用（農地の流動化・担い手農業者への農地集積） ②高収益性作物の生産への取組 ③集団営農への転換（集落ぐるみで営農問題へ取り組むことのできる体制づくり）

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当該地域では水稻栽培（酒米山田錦及び食用米）の主でありその他の作物としては水稻を中心とした作物生産（飼料米、有機米等）が可能と思われる。また、農地の効率的利用として付加価値の高い裏作作物の生産への取組を推進していく。 ・地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制をつくる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農振農用地に指定された農地を計画区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地の集積・集約化については利害関係が発生しやすいため、容易に押し進めることはできない。 ・当面は農地の規模縮小を考えている農家を主な対象として、町で設立予定の「耕作地担い手協議会」による耕作者の斡旋のほか、農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整しながら農地の流動化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクの活用は当面控え、農地の利用権設定の条件を慎重に考えながらその利用を検討する。 ・農地の受け手と地域との間に生じる次の課題等が生じた場合の協議調停の場の確保されるよう農地バンクとの連携を図る。 ①農地の受け手がコミュニティが行う環境維持活動（水路清掃、草刈り等）への参加が可能であること。 ②農地の受け手が大型機械などを使用することで、農地、農道等の一部を壊してしまうことがないこと。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・新たな基盤整備事業への取組の予定はない。ただし、大規模法人又はＪＡなどでの営農事業が地域内で展開されるなら、その生産規模に応じた生産性向上のための事業検討の余地がある。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市やＪＡと連携しながら、地域内外から多様な農業経営体の参画を誘導し、栽培技術の指導助言や農業機械のレンタルなどについて、町ぐるみで組織的に幅広い営農活動の支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・放置田の保全活動の一環及び防止活動として、ＪＡの農業支援サービスを活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①害獣の住み家となる放置田の防止。獣害が発生した場合は被害防止のため、防止柵を計画的に設置し適正に維持管理する。 ②農薬及び肥料等の経費低減につながる作付方法に取り組む。 ⑤放置田等を無くし環境整備のため転作を進める。 ⑦多面的機能直接支払交付金を活用して、農地や農道等の保全管理のための取組を進める。									